

【令和8年3月24日公布 令和8年三浦市条例第10号】

三浦市三崎水産物地方卸売市場条例の一部を改正する条例

三浦市三崎水産物地方卸売市場条例（昭和47年三浦市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第37条の次に次の1条を加える。

（食品等持続的供給法に係る公表）

第37条の2 市長は、インターネットの利用その他の適切な方法により、次に掲げる事項を公表するものとする。

（1） 取扱品目のうち食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食品等持続的供給法」という。）第42条第1項に規定する指定飲食料品等（取扱予定のないものを除く。）

（2） 前号の規定に基づき公表された指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第42条第1項第1号に規定する指標

（3） 食品等持続的供給法第36条各号に規定する措置の内容

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。